

令和2年度 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業 補助金募集要項（申請の手引き）

1 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業の概要・目的

武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業は、武蔵野市内で活動する市民活動団体がクラウドファンディングを活用して公益事業を行う場合に、クラウドファンディングの手数料の一部を補助するものです。団体の自立的な資金調達と支援者の拡大を図り、市民活動を活性化させ、公益の増進に寄与することを目的としています。

2 申請できる団体

本補助金を申請できる団体は、以下の要件のすべてに該当する団体です。

- (1) 武蔵野市内に事務所等の活動拠点があり、市内で主たる活動をしている団体
- (2) 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組んでいる団体（法人格の有無を問いません）
- (3) 定款、会則等の規約を定めている団体

3 補助対象事業

補助対象事業は、申請団体がクラウドファンディングを活用して令和3年3月31日までに実施を完了する事業で、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 非営利で不特定多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とするもの
- (2) 設立後2年以上の日本国内におけるCF事業者のサイトを利用するもの
- (3) 交付申請時における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達実績のあるクラウドファンディング事業者（クラウドファンディングのウェブサイトを経営する事業者）のサイトを利用するもの
- (4) 目標金額以上の資金を調達できた場合にのみ成立する形式（いわゆる「ALL or Nothing」形式）でクラウドファンディングを実施するもの

※公序良俗に反するもの、政治・宗教に関するもの、市の他の助成金等を受けているものを除きます。

※申請は1団体1事業に限ります。

4 補助対象経費

補助対象事業に関してクラウドファンディング事業者に支払う手数料（消費税は含まない）

5 補助金の上限

補助金は、市の予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1団体につき10万円を限度とします。

※補助金の額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とします。

6 申請方法

- (1) 事前相談

申請を予定している団体は、あらかじめ市民活動推進課に相談してください。

- (2) 申請書類

別途定める申請書類（申請書、事業計画書、収支予算書、団体の会則等）を提出してください。

※申請書類の様式は、市ホームページに掲載します。

(3) 申請受付期間

令和2年12月1日から受付を開始し、予算がなくなり次第終了します。

※申請は、クラウドファンディング事業者の審査通過後、クラウドファンディングによる資金調達を開始するまでに提出してください。

(4) 提出先

【市役所窓口へ直接提出の場合】

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時（土曜日及び日曜日を除く）

武蔵野市役所 市民部市民活動推進課コミュニティ推進係（市役所西棟7階）

【メール提出の場合】

提出先アドレス npo@city.musashino.lg.jp

※件名は「クラウドファンディング活用促進事業補助金申請」とし、メール本文に団体名、担当者氏名、電話番号等連絡先を記載してください。

【郵送提出の場合】

郵便番号 180-8777 ※住所の記載不要（武蔵野市緑町2丁目2番28号）

武蔵野市役所 市民活動推進課コミュニティ推進係 あて

7 補助金の交付決定

申請書類を受け付け次第、内容を審査し、審査結果を通知します（交付決定通知または不交付決定通知の送付）。

※実際に調達した金額が目標額を超え、手数料が補助金申請時の見込みより増えた場合でも、交付決定額を超える補助金の交付はできません。

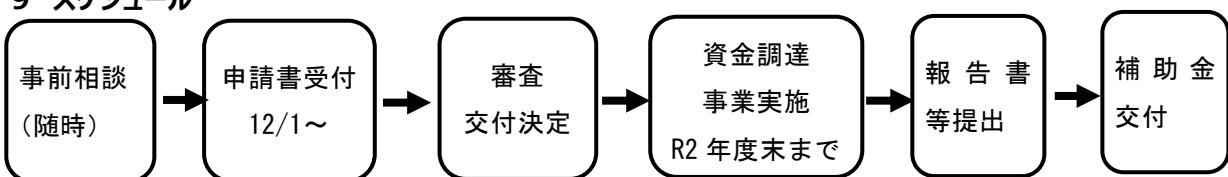
8 実績報告

事業終了後1カ月以内（事業終了が令和3年3月13日以降となる場合には令和3年4月12日まで）に、別途定める書類（補助金交付請求書、実績報告書、収支決算書、クラウドファンディング事業者と締結した契約書等の写し、事業に関する経費の支払い額を証明する領収書等の写し、クラウドファンディングの内容及び結果を確認できる書類等）を提出してください。

※書類の様式は、市ホームページに掲載します。

書類を受け付けた日から、概ね1カ月以内に補助金を振り込みます。ただし、書類に不備や疑義等があった場合には、この限りではありません。

9 スケジュール



10 補助金の交付取り消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付の全部または一部を取り消し、交付決定金額を減額することや支払い済みの補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助事業を実施しなかったとき
- (3) 実施した事業が交付申請の内容と著しく異なるとき
- (4) 事前に市の承認を受けずに補助事業を変更して実施したとき
- (5) 年度内に事業が完了しなかったとき

11 その他

- ・申請書類は返却しません。
- ・交付決定団体の団体名、補助事業名、補助金額等は、市ホームページで公表します。

12 問い合わせ先

武蔵野市 市民部 市民活動推進課 〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電 話 0422-60-1830 (直通)

ファックス 0422-51-2000

Eメール npo@city.musashino.lg.jp

市ホームページ

http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shiminkatsudo/npo_katsudo/index.html

※武蔵野市ホームページのトップページの検索窓に「1030576」の7桁の数字を入れる则表示されます。